

平成 21 年 5 月 15 日

株主各位

東京都新宿区西新宿六丁目8番1号
フロイント産業株式会社
代表取締役 堀 哲 郎

「第 45 回定時株主総会招集ご通知」の一部訂正について

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、平成 21 年 5 月 11 日に株主の皆様あてにご送付いたしました、標記書類につきまして、一部誤りがございました。謹んでお詫び申し上げますとともに、下記のとおり訂正いたしますので、何卒ご了承いただきますようお願い申し上げます。

なお、訂正箇所につきましては、__を付しております。

敬具

記

(訂正箇所)

株主総会参考書類 39 ページ下から2行目

【訂正前】

(3)会社法第 221 条の定めにより、株券を発行する旨の定めを廃止した定款変更を行った日の翌日から起算して1年を経過するまで、株券喪失登録簿を作成、備置きする必要があるため、株券喪失登録簿に関する定めを附則に移行し、平成 22 年1月5日に削除するものです。

【訂正後】

(3)会社法第 221 条の定めにより、株券を発行する旨の定めを廃止した定款変更を行った日の翌日から起算して1年を経過するまで、株券喪失登録簿を作成、備置きする必要があるため、株券喪失登録簿に関する定めを附則に移行し、平成 22 年1月6日に削除するものです。

以上